

西村ジョイ琴平店 (No.998)

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号。以下「法」という。）第 8 条第 2 項の規定により述べられた意見の概要を同条第 3 項の規定により、次のとおり公告する。

令和 3 年 10 月 12 日 香川県知事 浜田 恵造

- 1 意見の対象となった届出に係る公告
令和 3 年 5 月 27 日香川県公告
(大規模小売店舗立地法の規定による変更の届出)
- 2 意見の対象となった届出に係る大規模小売店舗の名称及び所在地
西村ジョイ琴平店
仲多度郡まんのう町買田 553-1
- 3 法第 8 条第 2 項の規定により住民等から聴取した意見の概要
(意見の概要)
 - 公表している建物配置図（変更後）において、①：出入口①、②、③を現状より 3 m 拡幅し、出入口に確認用ミラーを設置する（国道縁石も拡幅幅に合わせる）。②：出入口③から右につきあたりまで伸びている農道及び水路を常時解放すること。現在は南側はフェンスで、北側は夜間門扉で閉じられている。

(理由)

 - ①について、出入口が狭く、出場車と入場車が鉢合わせし、事故になりそうで危険である。国道（319、32 号 BP 共）にて入場のために出場車（ほとんどの車が出口中央あたりで停車する）待ちで停車すると、常に追突される危険性をはらんでいて、事故になりそうなことが多い。
 - ②について、農道及び水路は公的財産であり、常に開放が必須である。その水路は排水が主で、維持管理も時には必要である。それを現状のように私的に利用してはならない。変更前から現在においても占用したままである。
- 4 意見書の縦覧場所及び縦覧期間
縦覧場所： 香川県商工労働部経営支援課 及び まんのう町地域振興課
縦覧期間： 令和 3 年 10 月 12 日から令和 3 年 11 月 12 日まで